
松野町水道事業経営戦略

(簡易水道事業)

平成31年3月

松 野 町

目 次

第1章 はじめに	1
第2章 事業概要	1
1. 事業の現況	1
(1) 給水及び施設	1
(2) 料金体系の概要等	1
(3) 組織	2
2. これまでの主な経営健全化の取組	2
3. 経営比較分析	3
第3章 将来の事業環境	5
1. 給水人口の予測	5
2. 水需要の予測	5
3. 料金収入の見通し	6
4. 施設の見通し	6
5. 組織の見通し	6
第4章 経営の基本方針	7
第5章 投資・財政計画	7
1. 投資・財政計画について	7
(1) 投資について	7
(2) 財源について	7
(3) 投資以外の経費について	8
2. 経営指標について	10
3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	11
(1) 投資について検討状況等	11
(2) 財源について検討状況等	11
(3) 投資以外の経費について検討状況等	11
第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	12
用語解説	13

第1章 はじめに

松野町（以下「本町」という。）は、昨今において経済状況の悪化や人口減少等の課題が顕著になりつつあり、簡易水道事業についても更なる厳しい経営状況が予想されるとともに、今後、施設・整備等の老朽化に伴う更新投資がますます必要となっています。

本経営戦略は、本町簡易水道事業について、将来にわたり本来の目的である公共の福祉を増進していくために、適切なインフラ更新と財務の健全性との確保の両立を図るために策定するものです。

■策定年月：平成31年3月

■計画期間：平成30年度～平成40年度

第2章 事業概要

1. 事業の現況

(1) 給水及び施設

本町の簡易水道事業の給水及び施設の現況は、次に示すとおりです。

図表 2.1 給水の現況

供用開始年月日	昭和30年2月28日	計画給水人口	4,150人
・地方公営企業法適用 (全部・財務) ・非適用の区分	非適用	現在給水人口	4,028人
		有収水量密度	0.07千m ³ /ha

図表 2.2 施設の現況

水源	伏流水			
施設数	浄水場設置数	9ヶ所	管路延長 (導水管・送水管・配水管計)	104.69千m
	配水池設置数	18ヶ所		
施設能力	2,095	m ³ /日	施設利用率※	103.4%

※分子は、1日当たりの配水水量（決算統計上の年間配水水量（簡易水道部分のみの水量であり、給水施設分は含まれておりません）÷365日）、分母は配水能力で算定しています。

(2) 料金体系の概要等

現行の料金体系は、平成8年4月1日に改定し、以降消費税による改定を経て現在に至っています。人口は年々減少傾向ですが水道料金の収入額は最近横ばいとなっています。

この理由としては、老人ホーム等の介護施設が建設され、水道使用量が増加しているためです。現在の状況がしばらく続くようであれば、当分の間は、水道料金の改定はしなくてもいいのではないかと考えています。

今後とも住民に過度な負担を強いることのないよう経営の効率化に務めると共に、一方で、人口減少下の状況において簡易水道事業の安定経営を図るための収支バランス等も慎重に見据え、引き続き、適正な料金体系の検討を継続します。

図表 2.3 料金の概要

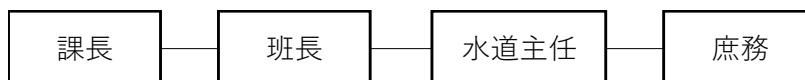
用途	基本料金（1 か月につき）		超過料金 1 m ³ につき
	使用水量	料金	
一般用	8 m ³ まで	1,100 円	160 円
営業用	同上	1,100 円	160 円
公共施設用	同上	1,100 円	160 円

- ・一般用とは、営業用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- ・営業用とは、料理店、飲食店、娯楽場等の営業の用に水道を使用する場合をいう。
- ・給水装置の使用禁止及び休止の届出がないときは、給水装置を使用しない場合でも基本料金を徴収する。
- ・料金は、基本料金と超過料金との合計額に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(3) 組織

本町の水道組織は次のとおりで、簡易水道事業については、水道主任以下の専任者3名（主任、技師、係員）です。

図表 2.4 水道組織



○専任職員数3名

2. これまでの主な経営健全化の取組

本町では、現在、町内全域に水道が整備されており、今後は施設の維持管理や、更新、災害対策、老朽管の布設替えを行い、安全・安定供給に努めるという課題があります。

一方で、過疎化・高齢化の進展による人口の減少や、経済不況、企業の節水意識の向上、節水機器の普及等によって水需要は減少していくことが予想されます。

そのような中でも、より一層経営を効率化し、水道事業を経営していくことが必要であることを念頭におき事業を進めるとともに、平成 27 年 4 月 1 日には、これまでの 3 会計を 1 会計に統合しました。

施設の統廃合や広域化、さらには本格的な民間の資金・ノウハウ等の活用については、これからの課題と考えています。

3. 経営比較分析

本町の簡易水道事業は、別紙経営比較分析表に示すとおりです。これによると収益的収支については、近年、収支比率が100%以上となっており、黒字経営となっています。

また、人口は年々減少傾向ですが、老人ホーム等の介護施設が建設され水道使用量が増加しているため、水道料金の収入額は最近横ばいとなっています。現在の状況がしばらく続くようであれば、当分の間は、水道料金の改定はしなくてもいいのではないかと考えていますが、管路更新事業を実施することになれば、水道料金の改定も視野に入れた計画を検討する必要があります。

図表 2.5 経営比較分析表

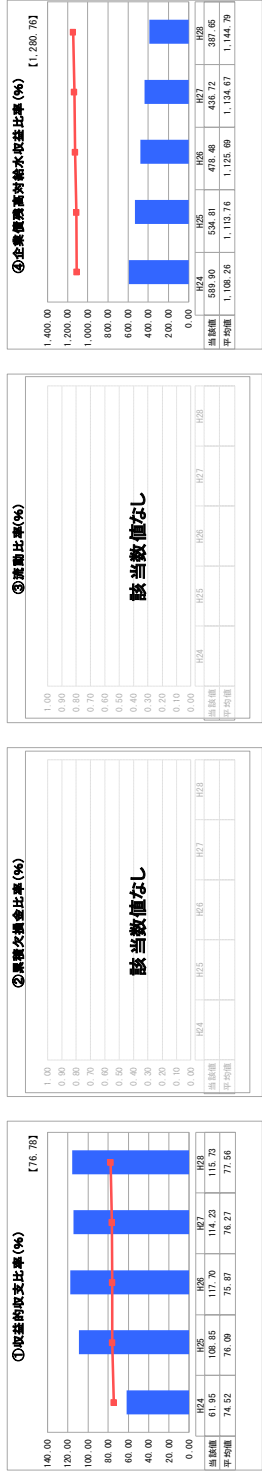
経営比較分析表（平成28年度決算）

事業名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の種類	面積(㎡)	人口(人)	人口密度(人/㎡)
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	自治体職員	98.45	4,156	42.21
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1ヶ月20㎡当たり管理棟数(円)		給水区管理棟(㎡)	現在給水人口(人)	給水人口前(人/㎡)
-	該当数値なし	99.78	3,280		80.24	4,156	51.79

グラフ凡例

- 類似団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成28年度決算平均

1. 経営の健全性・効率性

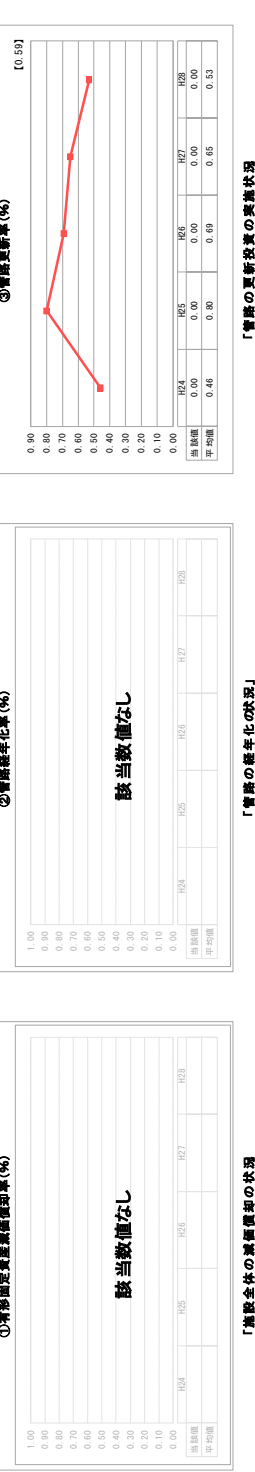


1. 経営の健全性・効率性について
 収益的収支については、近年、収支比率が100%以上となっており、黒字経営となっている。起債償還金については、償還額本のピーク時が過ぎ少しずつ減るが減少している。また、人口は近年減少傾向にあるが水道事業の人口は最近増加している。水道料金の収入は、水道料金が追加しているため増加分は、水道料金の改定はしなくともいいのではないが、水道料金の改定はしなくともいいのではないかと考えているが、管路更新事業を奨励することになれば、水道料金の改定も視野にいれ計画する必要がある。

2. 老朽化の状況について

2. 老朽化の状況について
 施設の利用率が100%に近い状況であり、これを下げることは、第一に配水管の漏水が考えられる。本町の配水管は、耐用年数が経過するなど、広い範囲で老朽化が著しく進んでいるため、早急な対応が必要である。しかし、一部の地域においては、すでに前述の配水管を埋設して10年以上経過しているが、現在のところ大きな漏水や異常な異音なども発生していない。また、本町がこれまで蓄積してきたデータをもとに、基本的な数値がわかる蓄積データを作成する必要性がある。また、管路更新事業を奨励することになれば、水道料金の改定も視野にいれ計画する必要がある。

2. 老朽化の状況



全体総括

全体総括
 本町の配水管の多くは老朽化による漏水のため、取水が低水準となり、また、耐用年数が経過していることから、早急な更新事業の対応が必要である。そのためにも、財源の確保、水道料金の見直しを検討していく必要がある。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

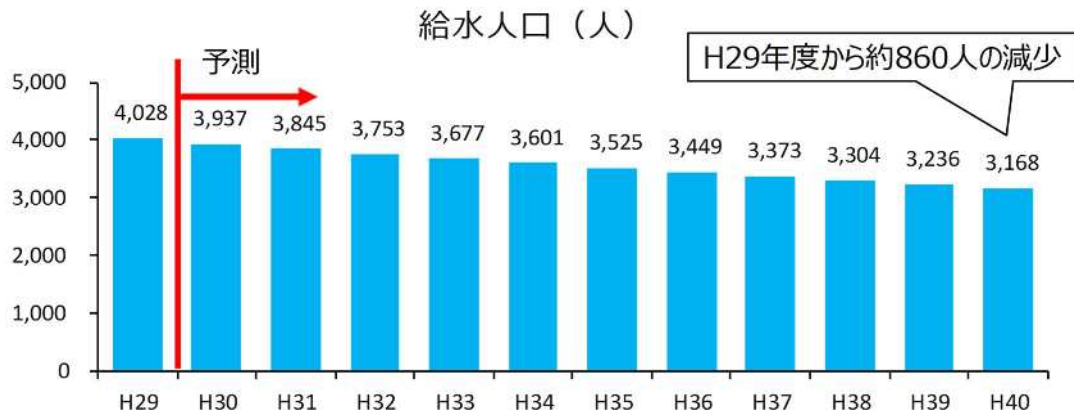
第3章 将来の事業環境

1. 給水人口の予測

給水人口の予測については次のとおりです。

- ・ 人口推計は、松野町人口ビジョンに示された「国立社会保障・人口問題研究所（社人研）」及び「将来展望」をベースとしましたが、社人研の値は、最新の平成30年の推計を用い、これを住民基本台帳の値で補正しました。
- ・ 以上の人口推計を基に、普及率を想定して給水人口を予測しました。なお、社人研と将来展望の二種類の給水人口を予測しましたが、投資財政計画は、将来リスクを想定して、より厳しい社人研の値を採用しました。
- ・ この人口下落傾向は、今後とも続くことが想定されるため、料金収入は益々厳しくなると思われます。

図表 3.1 給水人口



2. 水需要の予測

水需要（有収水量）の予測については次のとおりです。

- ・ 有収水量＝給水人口×直近の傾向（老人ホーム等の影響を加味して直近の値を採用）から求めた給水人口一人当たり有収水量としました。

図表 3.2 水需要

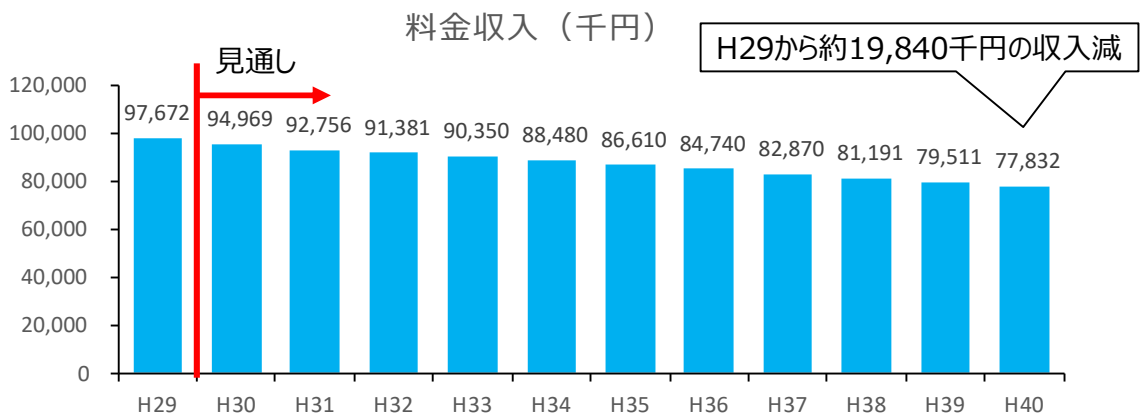


3. 料金収入の見通し

料金の見通しについては次のとおりです。

- ・ 料金収入見通し＝有収水量×直近の傾向から求めた有収水量当たり料金収入（過去5年間の平均値）で求めました。
- ・ 現行の料金体系の場合、計画期間で約19,840千円の減収となります。当面の住民の負担を勘案して本計画期間での具体的な料金改定を計画するには至りませんでした。ただし、引き続き経営状況を正確に予測した上で、継続的に料金改定の検討を行います。

図表 3.3 料金収入の見通し



4. 施設の見通し

本町では、管路、施設・設備の老朽化が進行しており、今後更新工事による処理能力の維持に努めていきます。管路、施設・設備の更新には、築造年度や漏水の発生履歴等を踏まえて、優先順位を設定して取組みますが、とりわけ配水管の耐震工事は急務と考えています。なお、平成31年度には漏水調査（豊岡前浄水場、松丸浄水場）を予定しています。

5. 組織の見通し

現状を基本とします。

第4章 経営の基本方針

「水道」は、快適で衛生的な生活を営むうえで必要不可欠な施設であり、町民に豊で清浄な水を安全・安定して供給する使命があります。このことを踏まえて次のような経営の基本方針を定めます。

- ・ 水道配管の漏水調査を実施するとともに、地震災害に備え老朽化した設備や管路の更新に取り組みます。
- ・ 水源の確保と水道水の安定供給のため、簡易水道の統合計画に基づく計画的な管理運営を実施します。
- ・ 将来的な水道料金の試算や施設整備の費用など、将来的な水道事業の収支バランスを分析し、健全な簡易水道特別会計の経営に努めます。

第5章 投資・財政計画

1. 投資・財政計画について

(1) 投資について

- 投資目標：有収率80%以上を目指します。(平成28年度経営比較分析表 73.84%)
 - ・ 有収率は、本町の水道事業の効率化を測るためのポイントです。
 - ・ 配水管の老朽化対策などにより、平成24年度以降約3ポイントの向上がみられます。引き続き、有収率の向上を重要指標として経営に取り組むものとしません。

計画期間内に必須整備として予定している計画は次のとおりです。

- 平成34年度より5年間で配水管の耐震工事(更新)を実施予定です。
 - ・ 総事業費：1,150,000千円(230,000千円×5年で計画)

(2) 財源について

- 財源目標：経常収支比率：100%以上を目指します。(平成28年度経営比較分析表115.73%)
 - ・ 安易に一般会計からの繰入金に頼ることなく、将来の経常費用の動向を見据えた適切な水道料金の設定を検討し、経常収支比率100%以上を目指します。

財源(料金、企業債、繰入金、国庫補助等)の考え方等については次のとおりです。

- 料金については、計画期間において、現時点では料金改定は予定していませんが、引き続き経営状況を正確に予測し、住民の負担を勘案した適正な料金改定の検討を行います。
- 地方債については、地方債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。

(3) 投資以外の経費について

投資以外の経費（委託料、修繕費、動力費、人件費など）の積算の考え方等については次のとおりです。

- ・ 職員給与費：H29の実績値を採用しました。
- ・ 動力費：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・ 光熱水費：同上
- ・ 通信運搬費：同上
- ・ 修繕費：同上
- ・ 材料費：直近の値を採用しました。
- ・ 薬品費：考慮しないものとししました
- ・ 路面復旧費：同上
- ・ 委託料：過去3年間平均を採用し、5年ごと（H34年度、H39年度）にシステム更新費50万円を加算しました。
- ・ 負担金：過去3年間の平均値を採用しました。
- ・ その他：同上

以上を踏まえた投資・財政計画は、次のとおりです。

図表 5.1 投資・財政計画

(単位: 千円, %)

区 分	年 度													
	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	
収益的収入	1 総 収 益 (A)	93,718	97,768	95,333	93,120	91,745	90,713	88,843	86,973	85,104	83,234	81,554	79,875	78,195
	(1) 営 業 収 益 (B)	93,697	97,727	95,311	93,098	91,723	90,691	88,821	86,951	85,082	83,212	81,532	79,853	78,173
	ア 料 金 収 入	93,544	97,672	94,969	92,756	91,381	90,350	88,480	86,610	84,740	82,870	81,191	79,511	77,832
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ウ そ の 他	153	55	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342	342
	(2) 営 業 外 収 入	21	41	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	ア 他 会 計 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	21	41	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	2 総 費 用 (D)	37,345	39,206	37,047	36,222	35,597	35,016	34,825	35,216	36,277	37,327	38,423	40,181	39,387
	(1) 営 業 費 用	22,865	25,594	25,115	25,115	25,251	25,387	25,887	25,387	25,387	25,387	25,387	25,887	25,387
ア 職 員 給 与 費	7,833	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440	
うち 退 職 手 当	858	924	924	924	924	924	924	924	924	924	924	924	924	
イ そ の 他	15,032	15,154	14,675	14,675	14,811	14,947	15,447	14,947	14,947	14,947	14,947	15,447	14,947	
(2) 営 業 外 費 用	14,480	13,612	11,931	11,107	10,346	9,629	8,938	9,829	10,890	11,940	13,036	14,294	14,000	
ア 支 払 利 息	8,160	7,357	6,532	5,708	4,946	4,229	3,538	4,429	5,491	6,541	7,636	8,895	8,601	
イ そ の 他	6,320	6,255	5,399	5,399	5,399	5,399	5,399	5,399	5,399	5,399	5,399	5,399	5,399	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	56,373	58,562	58,286	56,897	56,148	55,698	54,019	51,758	48,826	45,906	43,131	39,693	38,808	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	0	0	0	0	0	209,500	209,500	209,500	209,500	209,500	0	0
	(1) 地 方 債	0	0	0	0	0	0	149,500	149,500	149,500	149,500	149,500	0	0
	うち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(2) 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	-	-	-	-	-	-	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	-	-
	(6) 工 事 負 担 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(7) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2 資 本 的 支 出 (G)	45,022	45,596	46,646	41,962	37,813	33,806	254,456	249,394	249,827	250,272	243,950	19,480	25,067
(1) 建 設 費	1,384	1,155	1,380	1,380	1,380	1,380	231,380	231,380	231,380	231,380	231,380	1,380	1,380	
うち 職 員 給 与 費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	43,638	44,441	45,266	40,582	36,432	32,425	23,076	18,014	18,447	18,892	12,569	18,099	23,686	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-45,022	-45,596	-46,646	-41,962	-37,813	-33,806	-44,956	-39,894	-40,327	-40,772	-34,450	-19,480	-25,067	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	11,351	12,966	11,640	14,935	18,336	21,892	9,062	11,864	8,499	5,134	8,682	20,214	13,741	
積 立 金 (K)	20,021	12,037	12,000	13,000	13,000	14,000	16,000	20,000	17,000	13,000	8,000	5,000	5,000	
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	32,382	23,712	24,641	24,281	26,216	31,552	39,444	32,506	24,370	15,869	8,003	8,684	23,898	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	23,712	24,641	24,281	26,216	31,552	39,444	32,506	24,370	15,869	8,003	8,684	23,898	32,639	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
実 質 収 支 黒 字 (P)	23,712	24,641	24,281	26,216	31,552	39,444	32,506	24,370	15,869	8,003	8,684	23,898	32,639	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
赤 字 比 率 ((Q)/(B)-(C) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収 益 的 収 支 比 率 ((A)/(D)+(H) × 100)	115.7%	116.9%	115.8%	121.2%	127.4%	134.5%	153.4%	163.4%	155.5%	148.1%	159.9%	137.1%	124.0%	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (R)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	93,697	97,727	95,311	93,098	91,723	90,691	88,821	86,951	85,082	83,212	81,532	79,853	78,173	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 額 (T)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 し た 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 規 模 (V)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 債 残 高 (X)	362,620	318,179	272,913	232,332	195,900	163,474	289,898	421,385	552,438	683,046	819,976	801,877	778,191	

○他会計繰入金

区 分	年 度												
	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
資本的収支分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	うち 基 準 内 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
うち 基 準 外 繰 入 金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位: 千円)

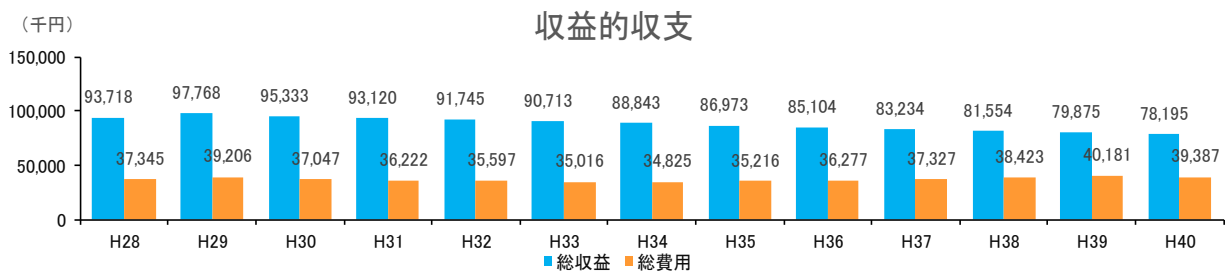
2. 経営指標について

以上の検討結果を踏まえて、重要な経営指標の状況を掲載します。

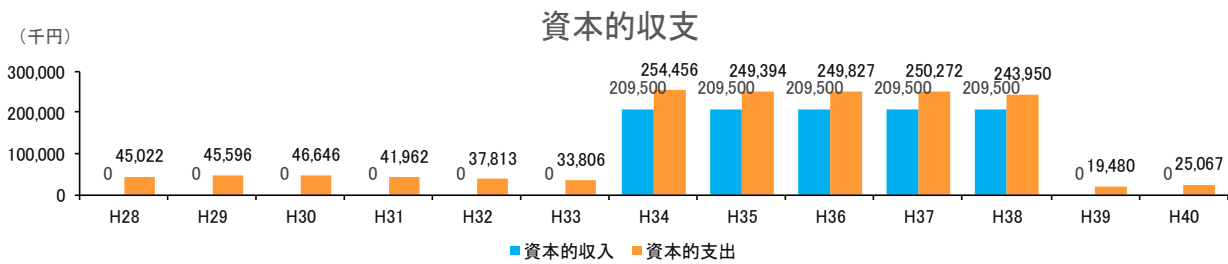
図表 5.2 主な収益的収入



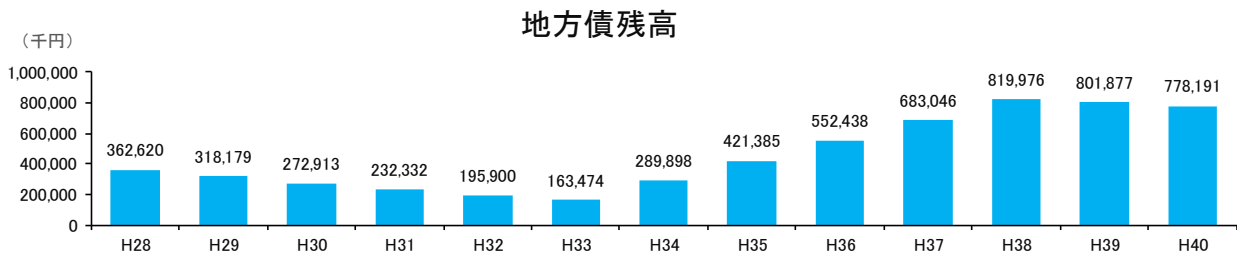
図表 5.3 収益的収支



図表 5.4 資本的収支



図表 5.5 地方債残高



3. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

(1) 投資について検討状況等

- ① 民間の資金・ノウハウ等の活用（PFI・DBO の導入等）：まずは、他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、愛媛県下における民間活用の動向や具体的な事例を把握し、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託への移行や施設改修に関わる DBO の導入など段階的な実施検討を継続的にを行います。
- ② 施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）：人口動向及びそれに伴う水需要を勘案し、老朽化に伴う改修の機会を活用したダウンサイジングを実施します。
- ③ 施設・設備の合理化（スペックダウン）：上記ダウンサイジングと同様です。
- ④ 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化：計画期間中に既存施設の長寿命化を図るためアセットマネジメント計画策定に取組むことを検討します。
- ⑤ 広域化：本件については、本町単独の取組ではなく国及び県の主導による中長期的な検討が必要と考えています。
- ⑥ その他の取組：実施可能な改善テーマを抽出し、費用対効果を勘案して有効なものには積極的に取組むこととします。

(2) 財源について検討状況等

- ① 料金：原則として、料金収入による運営体制が構築できるよう、引き続き、住民生活への影響を配慮し理解を得ながら、適正かつ公平な負担となる料金体系を検討していきます。
- ② 地方債：世代間負担の公平性を確保し、企業債の償還により経営が圧迫することのないよう、計画的な起債を実施していきます。
- ③ 繰入金：一般会計からの繰入に依存することのないよう資金繰りに努めていきます。
- ④ 資産の有効活用等による収入増加の取組：余剰施設等が発生した場合には、売却や貸付等、資産の有効な活用を検討していきます。

(3) 投資以外の経費について検討状況等

- ① 委託料：委託業務内容の妥当性を常に検証し、適正な委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
- ② 修繕費：計画的な修繕を行い、トータルコストの削減、支出の平準に努めていきます。
- ③ 動力費：より安価に調達できる手法を検討します。
- ④ 職員給与費：職員給与については、経営に支障をきたさない範囲で適正な見直しを行い、今後も効率的な運営に努めていきます。
- ⑤ その他の取組：各種費用に関して、より効率的、経済的な手法等、引き続き検討を行い、コスト削減に努めていきます。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA（計画・実施・検証・見直し）サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証するとともに必要な対策を講じます。

また、料金体系の変更や民間活力の活用等により収支計画に大きな修正が必要となる場合においては、見直しを実施するほか、概ね5年ごとに総合的な検証を行い、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略の更新を行います。

用語解説

【アセットマネジメント】

水道などの公共インフラを資産として捉え、それらの施設の状態を客観的に把握、評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算制約を考慮して施設を計画的、かつ、効果的に管理する手法のことを指します。

【地方債】

地方公共団体が地方公営企業の建設、改良などに要する資金にあてるために起す地方債のことです。

【長寿命化】

従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を行い、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のことです。

【包括的民間委託】

地方公共団体が行政責任を果たすために必要な監督権等を留保したうえで、その業務を包括的に民間（個人も含む）に委託する制度です。

【有収水量】

浄水場などから供給した配水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量のことです。

【PFI】

PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のことです。

【DBO】

DBO（Design Build Operate）とは、民間事業者に設計・建設・維持管理・運営等を長期契約とし、業務を一括性能発注する手法です。